

定する条文をそのまま引用いたしましたもので、いわゆる公民館に対する事業の禁止規定でございます。第一号といたしましては公民館は営利事業を行ったり特定の営利事業に名称を利用させてはならない。又、営利事業を援助してはならないということであります。第二号といたしまして特定の政党の利害に関する事業を行ったり、又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持するということ。第三号といたしまして特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教及び教団を支援すること。この二つは公民館としては事業を行ってはならないということでございます。第三条は休館日の関係でございますが、条文の内容は市民会館条例と全く同じ規定でございます。

第六条は開館時間の関係でございます。これも内容は市民会館条例と全く同じことを規定してございます。

それから七条は使用許可に関すること。第八条の使用制限、それと第九条の使用の条件、それから次のページにいきまして第十条の使用許可の取消等までは、これも条文の内容は市民会館条例と全く同じことを規定してございます。

第十一条は使用料の関係でございます。法第二十条の目的で、すなわち公民館の目的で使用する場合は公益上必要で使用する場合は有料でありまして使用料を徴収する

ということでございます。なお、この場合使用料は市民会館条例に規定する料金を徴収するということでございます。又、この場合市民会館部分の大ホール、小ホール関係は有料制でございます。したがってして減免規定はございません。

第十二条は使用料の不還付に関すること。第十三条は目的外使用等の禁止、それと第十四条設備変更等の禁止、第十五条、第十六条の二に規定してございます。原状回復の義務と損害賠償の義務に関する条文につきましては、これも市民会館条例の内容と全く同じことを規定してございます。

それから第十七条は公民館の運営審議会に関する規定でございますが、公民館法二十九条の規定により福生市公民館運営審議会を置くということでございます。法二十九条と申しますのは、公民館の運営審議会を置くという規定でございます。それでなおこの運営審議会の性格は第二項に規定してありますように公民館の館長の諮問機関でございます。公民館や各種の事業の企画実施につき調査審議をするというものでございます。なお、法二十七条というのは公民館に公民館長を置くということでもあります。それから後の四項、五項につきましては委員の任期は二年とするということ、委員が欠けた場合は補充するという通常の規定でございます。なお、審議会委員の選任方法でございますが、これは社会教育法第十六条

の審議会委員は社会教育委員を充てることができるという規定がございますので、予定としてはそのような考え方をもちております。

第十八条は本仕規定でございます。この条例施行について必要な事項は規則で定めようとするものでございます。なおこの条例の施行期日につきましては市民会館と同じように規則で委任したいと思っております。

それから申し添えました。第十七条の三項の中に法三十条というのがございますが、法三十条と申しますのは審議会委員の選任の方法でございます。このメンバーといたしましては当該市長村の各学校の長とか、あるいは社会教育団体のそれぞれ長の長とか、学識経験者等ということになっております。

以上稚駼な説明でございますがよろしく御審議をいただきまして原案どおり決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明を終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終ります。

○三番(原田生也君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八号については、総務委員会に付託し審査せしめられんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は総務委員会に付託する

ことに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) これより十一時まで休憩いたします。

午前十時四十九分 休憩

午前十一時一分 開議

○議長(員井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第十九号福生市の一般職員の昭和五十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役兼庶務課長篠崎俊夫君登壇)

○助役兼庶務課長(篠崎俊夫君) 議案第十九号福生市の一般職員の昭和五十二年三月期期末手当の支給割合を定める条例について提案理由とその内容を御説明申し上げます。

この三月期に一般職員に支給すべき期末手当の支給割合につきましては、昨日の全員協議会において具体的に御説明を申し上げましたので、重複しての御説明は省略させていただきますが、率で支給いたしまする分は本案記載のとおり、給料等の月額額の百分の五十と定めようとするものでございます。

御審議をいただきまして原案どおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(員井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

以上で質疑を終わります。

○三番(原田生也君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議提となっております議案第十九号については、委員会付託及び討論を省略し原案どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

お諮りいたします。

ただいま原田生也君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(員井喜代次君)

御異議なしと認めます。

よって議案第十九号は原案どおり可決いたします。

○議長(員井喜代次君)

日程第九議案第九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算

(第八号)を議提いたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長上野重勝君登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきまして、議案第九号昭和五十一年度福生市一般会計補正予算(第八号)につきまして提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本補正予算は年度末を控えまして、すでに確定をいたしました財源をもとにいたしまして、所要の財政調整を行うとともに、予測されます歳入不足分、あるいは歳出の余った分を校正理をいたしまして計上いたしましたものでございます。

その主な内容といたしましては、収入では税收におきまして七千六百四十二万七千円、基地交付金におきまして一億一千五百三十四万九千円、地方交付税におきまして八千二百二十五万三千円等でございます。これらの財政調整といたしまして都市施設整備基金から繰り入れておりました一億三千四百二十五万三千円をもとに戻すとともに、さらに又、歳出におきましてこれに六千万円を積み立てましてその総額を三億三千万円程度にする予定でございます。又、歳出面の主なものとして、区画整理事業の進展に伴いまして区画整理事業に対する繰出金を五千万円、それからさらにいわゆる九条の調整交付金をもって、市民会館の駐車場用地の買収五千七百二十五万八千円等でございます。なおそのほか繰越明許費といたしまして

市民会館の外構工事分二千九百九十四万円、それから債務負担行為といたしまして、福生市土地開発公社の債務負担の事業年度を四十八年から五十六年まで五年間延長しようとするものでございます。

次にその内容でございますが、まず既決の予算額七十二億八千三百八十五万一千円に今回新たに一億二千二百七十六万六千円を追加をいたしまして歳入歳出の総額を七十四億六千六百六十一万七千円としようとするものでございます。

次に歳入について御説明を申し上げます。

まず市税におきまして七千六百四十二万七千円の追加補正でございますが、この結果、市税は前年度決算と比較をいたしまして二億三千三百三十三万円の率にしまして一五%の増額となる次第でございます。その内容でございますが、市民税におきましては個人分で三千四百五十五万

六千円、法人分で一千四百四十七万五千円が追加になりました。追加額は四千六百三十一万一千円、合わせますと八億六千四百七十二万七千円と相なるわけでございます。又、固定資産税におきましては現年分の評価分八百二十三万六千円、市たばこ消費税におきまして一千八百八十九万二千円、電気税におきまして六百六十七万五千円、加え税におきまして五十万六千円、都市計画税におきまして三百七十七万七千円、それから現年度の調定増になったものを計上したものでございます。

次が四番の国有提供施設等所在市町村助成交付金でございますが、これもすでに確定をいたしまして、本年度交付される額が一般分で九千九百九十九万四千円、調整分で一億五千四百八十四万八千円、合わせまして一億一千五百三十四万九千円を追加するものでございまして、基地交付金の総額は四億九千七十六万四千円という金額に相なりまして、前年度と比較をいたしますと五三%ほどの増加に相なります。

次が地方交付税でございますが、今回八千二百二十五万三千円を追加するものでございまして、これは主に特別交付税の追加分でございます。当初予算に五千万円計上してございしますが、今回一億三千二百二十五万三千円というふうに確定をいたしましたので、その差額分をここに計上した次第でございます。なお並通交付税については六億七千五百十四万九千円という数字に相なりまして、普通分特別分合わせまして地方交付税の総額は八億七百三十六万八千円でございます。分担金及び負担金について御説明を申し上げます。

これは四百七十二万四千円の減額でございますが、児童措置員員の父兄負担分の減額でございます。

次に使用料及び手数料、三十四万円の減額でございますが、これは市営住宅が使用料をそのままにしております。空家が四十一戸というふうに入っております。その減収分

でございます。

次が国庫支出金、総額で四千四百三十四万九千円の増額でございます。その内訳は国庫負担金におきましては八百七十九万四千円の減額で、これは民生費の負担金の減額でございます。又、国庫補助金の五千三百十四万三千円の増額でございますが、これは防衛関係の補助事業の補助金二千五百五十九万六千円、これは昭和五十二年度で要望いたしております。いわゆる仮称市道二八号及び七六号線の改修工事に伴います用地買収費の補助金が今回新たに交付になってきたもの。それから又九条の調整交付金で五千三百十三万三千円。減額分といたしまして中央幹線排水路の完成に伴いまして精算の結果二千六百六十万円の減額と相なっております。それからを相殺をいたしまして国庫補助金五千三百十四万三千円の増額でございます。

次に都支出金、二千四百九十一万五千円の減額でございますが、都の負担金におきまして百三十七万四千円の減額、それから都の補助金におきまして二千三百七十六万五千円の減額でございます。これは都の振興交付金の減額一千二百万円等でございます。次に都の委託金の二千二百四十万円の増額ですがこれは外人登録事務費の追加交付金でございます。次に財産収入、そのうちの財産運用収入において九十九万円の減額、これは河川事務所が貸付

料十六万円、それから土地開発基金の利子八十三万円これは土地開発基金に積立をすることを予定でございます。又、財産売却収入をいたしまして四十五万円でございますが、これは本予算の歳出にシヨベルローダーの購入を予定しておりますが、この金額が二百五十万円計上されてございますが、これに伴いまして従来使っておりましたものを払い下げるもので、その金額が四十五万円ということでございます。

次に繰入金でございますが先ほど説明を申し上げましたように、都市施設整備基金から繰り出しておりました一億三千四百二十五万三千円をもとに戻そうとするものでございます。なおこれは前回一億三千七百万円戻しておりまして、今回の分と合わせまして二億七千二百二十五万三千円が繰り戻しになりまして、金額これは基金に返すということでございます。

又、次の諸収入におきまして三千四百一十萬円の減額でございますが、これは雑入におきまして三十四万円の減額、これは年金の印紙の収入減でございますして歳出にも同額の減額が計上してございます。

市債におきまして二百四十万の減額でございますが、市債は許可になりました実績にあわせまして今回二百四十万円を減額しようとするものでございまして、合わせまして歳入の合計が一億二千二百七十六万六千円、歳入合計が七十四億六千六百六十一万七千円という金額に相なる次第でございます。

第でございます。

次に歳出について御説明を申し上げます。

議会議員におきまして二百七十六万六千円の減額でございますが、これは不要となりました議会の期末手当及び旅費等の減額でございます。

総務費におきましては百十八万七千円の増額でございますが、そのうち総務管理費において百五十万七千円の増額、これは基本計画の印刷料百二十二万円、町内会館に対する補助金六十四万二千円等でございます。徴税費におきまして二万二千円の増額は協済組合の負担金の増額でございます。戸籍籍住民基本台帳費の十六万円の増額は今回使用が不能になりました市民課の湿式のコピーを一口買いかえる予定の金額でございます。選挙費におきまして四十九万二千円の減額でございますが、これは衆議院議員選挙の終りに伴いまして、不要となった経費を減額したものでございます。

民生費におきまして四千五百七十三万二千円の減額でございますが、この内容は社会福祉費におきまして二千八百九十六万四千円の減額、この主なものは年金印紙において三千万円の減額、それから老人福祉関係の減額百十八万円、増額分をいたしましては医療扶助費の四百二十七万二千円等でそれらを相殺をいたしまして二千八百九十六万四千円の減額となる次第でございます。

ます。次に児童福祉費におきまして七百七十六万八千円の減額でございますが、これは保育委託料の減額分八百五十八万五千円その他でございます。生活保護費におきまして九百万円の減額は、生活保護費の医療扶助費の減額に伴うものでございます。

次の衛生費におきまして二百六十四万八千円の増額でございますが、その内訳は保健衛生費におきまして百四十八万八千円の減額でございます。予防接種のワクチンの減額、代等四十二万円、医師の報酬に伴う減額百一十二万円等がその内容でございます。次に清掃費におきまして四百三十三万六千円の増額でございますが、これは歳入でも御説明を申し上げますが、シヨベルローダーの購入費二百五十万円、西多摩衛生組合に対する員担金の追加分七十二万六千円等でございます。

次が労働費の六十四万一千円の減額でございますが、これは失業対策費におきまして失業対策手当の減額分でございます。

次に農林水産業費二百八十四万一千円の減額でございますが、これは緑化保全奨励金の減額でございます。

次が商工費の二百万円の増額でございますが、これは米通りの街路灯に対しまする市の三分の一の補助でございます。補助の総額は三百六十七万二千円でございますが、五十一年度には

二百万円を計上いたしまして、さらに五十一年度におきまして百六十七万二千円を交付しようとするものでございます。

次に土木費におきまして五千八百二十四万一千円の計上でございますが、これは先ほどの歳入説明でも申し上げましたが、二八号及び七六号線の用地買収費三千四百六十六万一千円等でございます。次の都市計画費におきまして二千三百八十七万円の増額でございますが、これは区画整理会計に繰り出します金額五千万円、それに中央幹線排水路の減額分二千六百六十万円等を相殺したものでございます。

次に教育費におきまして六千四百一十一万六千円でございますが、そのうち教育総務費におきまして九万一千円の増額、これは経常費の増額分でございます。小学校費におきまして六万九千円の増額でございますが、これも主として経常費の増額分でございます。中学校費におきましては三十七万八千円の減額となりますが、これは学用品扶助等の減額分五十万円、電話料の増加分十二万二千円等でございます。学校給食費におきまして四十五万円の増額でございますが、これは給食の燃料、代あるいは又、修繕料でございます。社会教育費におきまして六十六万七千七百七十四円の増額は歳入でも御説明申し上げましたように、市民会館の駐車場用地五千七百二十五万八千円、それから学習室等供用施設、市役所の横でやっておりますが、いわゆる商工研

修施設等々あわせて建築中のものでございしますが、これに対する土地の契約更新料七百八十九万九千円でございます。次に保健体育費におきまして二百二十九万三千円の減額でございますが、これは光熱費の減額二百七十万円、それから増額分といたしましては体育館の間仕切りの工事四十万円、備品九十九万七千円等でございます。

次に公債費におきまして一千三百三十万一千円の減額でございますが、これは五十一年度の起債の借り入れの時期がおくれたものがありまして、たとえば市民会館の起債につきましては、その事業終了が十一月というようなことでその時点で借り入れをいたしました等のために、当初四月一日から予定いたしておりました利子分が減額になったものでございましてその内容が一千三百三十万一千円でございます。

諸支出金におきまして六千八百十三万円の増額でございます、その内容は土地開発基金の積立金八十三万円、これは歳入の利子で計上したものでございます。それから都市施設整備基金の積立金として六十万円、この結果、都市施設整備基金の総額は三億三千二百二十五万三千円と相なっております。

なお予備費におきまして九十七万五千円を減額して調整をいたしまして、歳出総額一億二千二百七十六万六千円でございます。

次に六ページの繰越明許費、学習等供用施設等屋外整備事業二千九百九十四万円、いわゆるこれは市民会館の外構工事が本年度内に終了する見込みがありませんので、翌年度に繰り越しをいたしまして、五十二年度において完成をさせようとするものでございましてその工事費の総額二千九百九十四万円でございます。

次に第三表の債務負担行為の補正、これは福生市の土地開発公社の公共用地の先行取得事業の年度が四十八年から五十一年までとなつて議決されておりましたので、今回さらに五十年これを延長いたしまして四十八年度から五十六年度までとするものでございます。

次に第四表の地方債の補正について申し上げます。この地方債につきましてこの金額が確定をいたしてまいりまして、その差額をそれぞれ増減いたしましたものでございます。まず防衛施設周辺道路整正事業におきまして、従来八百万円でございましたのが五十万円増額になりまして八百五十万円、屋外運動場整備事業——牛浜地区のこれは設計工事費ですが、この起債が百五十万円でありましたのが百四十万円、十万円の減額。第二小学校の増築事業分といたしまして六百六十万円増額になりまして三千九百九十万円。第七小学校の増築事業分といたしまして二百四十万円の減額をいたしまして二千六百三十万円。三中の増築事業分としまして一千四百二十万円増額になりまして一千九百十万円。学習等供用施設等新築事業分として二百十万円減額

となりまして九十二万四。学習等供用施設特別集会コミュニティ建設事業分といたしまして八十万円増額になりまして三億九千六百七十万円。八八民館建設事業分といたしまして一千三百二十万円の減額になりまして八千七百五十万円となったものでございまして、なお、老人福祉センター建設事業分六百七十万円につきましては補助金の増額等がございましたために、起債充当分がなくなりましてこの額は廃止をするものでございします。

以上大変難駁でございますが、議案第九号に対する説明といたします。

○議長(母井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終りました。

このより本案に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君) 市税の関係をどうとお伺いしますが、これは五十二年度の一般会計の市税との対象になってきますのでかなり細かくお伺いするわけでございしますけれども、この最終の補正と新年度の補正との差を比較してみますと、アンバランスを相当に感じるわけなんです、この関係につきまして税務課長はどのような計算のもとに新年度予算を計画をされたかということの關係だけお伺いしておきます。

○税務課長(島田猛君) お答えいたします。

五十一年度の最終補正の結果によりまして計上予算の確定が五十年決算比で先ほど上野

課長が申し上げましたように一四・九%、約一五%の伸びでございしますが、五十二年度当初予算の伸びで見ますと確かに大幅に伸びたわけです。二〇・九%という伸びでございしますが、これは東京都それから国の財政指導計画等もございまして、五十一年の情勢とは若干内容が変わっております。そういったものを参酌いたしました結果五十一年度の当初では前年比二二・九%の伸びでした。五十二年度にはそういった關係で二〇・九%の伸びが出た。その主なところを申し上げますと、市税關係で二三・八%、これは五十二年度は前年に比べて所得の幅が大きかった。前年は余り伸びが見込まれなかったんですけれどもこれは三%ぐらいの伸びが見込まれるということで、それを見込みました結果、税を計算いたしますと最終的に二三・八%というふうな数字が出たわけでございます。固定資産税關係で言いますと二四・七%、これは国の方では二二・五%で若干福生より低いんですが、東京都の關係は一六・七%というふうな意味合いでこれくらいは伸びるだろうということ。それから軽自動車關係では前年を下回りましたこの程度、九七・三%程度の伸びで、たばこ消費税につきましては御案内のように五十年の十二月に大幅な改正がございました。それのはね返りが平年度収入として五十二年度に返って、一般会計が相当伸びるという關係から五八%も伸びるというふうな結果が生じたもので、それから電気税におきましても一〇%伸びるだろうということ。伸びましたのと、それからガス税につきましては税率改正等もございしますし、ガス税は年々税額が減じておりますので市の

関係におきましては七七%ぐらいか前年度比で増加しておりません。指導におきましては八〇%から九〇%というふうになってますが、地域差がござりますのでそういった計上の仕方とさせていたという事、それから繰り入れの関係で前年は一俵しか当初予算で認めませんでした、本年は途中において二俵に増加していることが確実にわかりましたので、そういった関係で三七六%というふうな大幅の伸びを示したということ、都市計画税につきましても固定資産税同様の一三・四%の伸びを見込んだと、それらを勘案し割り出しまして二〇・九%の増が見込めた、こういうこととござります。

(了解と呼ぶ者あり)

○二番(松山清君)

二点についてお聞きしたいんですが、市税なんですけれども、今回八号補正で七千六百四十万七千円という予算が出されているわけですけれども、九月の時点では今後市税の伸びは約二十九百九十万円、まあ三千万円という説明がありました。それから十二月になりますと今後五千万円くらい伸びる、これが二カ月分として今回補正されてますのは七千六百万。二、三カ月過ぎるたびに二十万から二十万ずつ伸びが出てきているわけですけれども、その辺の見通しというものがずいぶん狂ってきている感じではないかと思ひます。伸びているんだから、いんだということだけではやっぱりないかなと思ひます。そういう点でその辺いつの時点でこういうのが出てきているのか、その辺を詳しく教えていただきたいと思ひます。それと合致しまして市税関係でやはり個人の均等割でいいます

と、九月のときの四号補正では百二十六万二千円、これは均等割で決めたんです。今回は二十四万四千円の増ですけれどもその辺で非常に見通しといたしますが、むしろとされてないんじゃないかという感があるんです。それから法人の均等割にしても当初に対して百二十万八千円が減額になるわけですけれども、均等割であれば相当確実な金額が押さえられるのではないかと思ひますが、その辺よろしく願ひします。

○税務課長(島田猛君)

収入の伸びの移動が激しいという御指摘でございますが、確かに本年度はつかみにくいことは事実でした。というのは個人の関係につきましては、いわゆる土地の分譲関係や譲渡関係がつかむのがなかなか困難であったということ。それが最終的に積みもり積りてこういうような補正をするようになったということ。それから個人の均等割につきましては見通しが甘くて申しわけないと思ひます。法人の均等割の減額につきましては当初五百八万円ほど計上をさせていただいたんですが最終的には百二十万八千円の減額で三百八十四万円の程度の計上にとどまったわけでございますが、その原因といたしましては御案内のように法人の関係は、その申告納付が事業会計年度終了から二月以内、それから中間申告の場合には事業開始六月以後二月以内というふうになっております。したがって昨年の四月一日に税率の改正がありましたけれども、昨年の二月、三月に中間申告の時期にきた法人、それから決算の時期にきた法人の関係は旧税率で申告